

新潟県条例第53号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
占 用 物 件		占 用 料	所 在 地		占 用 物 件		占 用 料	所 在 地			
			単 位	市				町 村	単 位	市	町 村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	540	420	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	470	340		
	第2種電柱		830	640		第2種電柱		720	530		
	第3種電柱		1,100	870		第3種電柱		970	710		
	第1種電話柱		480	370		第1種電話柱		420	310		
	第2種電話柱		770	600		第2種電話柱		670	490		
	第3種電話柱		1,100	820		第3種電話柱		920	680		
	その他の柱類		48	37		その他の柱類		42	31		
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	5	4		共架電線その他上空に設ける線類	(略)	4	3		
	地下に設ける電線その他の線類		3	2		地下に設ける電線その他の線類		2	1		
	路上に設ける変圧器	(略)	470	370		路上に設ける変圧器	(略)	410	300		
	地下に設ける変圧器	(略)	290	220		地下に設ける変圧器	(略)	250	180		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	960	750		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	840	620		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		400	310		郵便差出箱及び信書便差出箱		350	260		
	広告塔	(略)	1,900	920		広告塔	(略)	1,800	890		
	その他のもの	(略)	960	750		その他のもの	(略)	840	620		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	43	34	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	37	27		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58	45		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50	37		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120	90		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		100	74		

	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290	220
	外径が1メートル以上のもの		580	450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	960	750
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	(略)
	上空に設ける通路		970	460
	地下に設ける通路		580	280
	その他のもの		960	750
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	19	9
	その他のもの	(略)	190	92
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチに設けるもの	(略)	190	92
	その他のものを除く。）	(略)	1,900	920
	標識	(略)	770	600
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	19	9
	その他のもの	(略)	190	92
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	19	9
	その他の	(略)	190	92

	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		250	180
	外径が1メートル以上のもの		500	370
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	840	620
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	(略)
	上空に設ける通路		920	440
	地下に設ける通路		550	260
	その他のもの		840	620
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	18	8
	その他のもの	(略)	180	89
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチに設けるもの	(略)	180	89
	その他のものを除く。）	(略)	1,800	890
	標識	(略)	670	490
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	18	8
	その他のもの	(略)	180	89
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	18	8
	その他の	(略)	180	89

	施設 である ものを 除く。)	のもの			
	アー チ	車道を 横断す るもの	(略)	1,900	920
		その他 のもの		970	460
政令第7条第2号に掲げる工作物			(略)	960	750
政令第7条第3号に掲げる施設			(略)	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			(略)	190	92
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				96	75
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの		(略)	Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.023</u> を乗じ て得た 額
		上空に設ける もの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
		(略)		(略)	
		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.023</u> を乗じ て得た 額
	その他のもの		(略)	Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		(略)	Aに <u>0.016</u> を乗じ て得た 額	

	施設 である ものを 除く。)	のもの			
	アー チ	車道を 横断す るもの	(略)	1,800	890
		その他 のもの		920	440
政令第7条第2号に掲げる工作物			(略)	840	620
政令第7条第3号に掲げる施設			(略)	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			(略)	180	89
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				84	62
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの		(略)	Aに <u>0.017</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.024</u> を乗じ て得た 額
		上空に設ける もの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
		(略)		(略)	
		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに <u>0.017</u> を乗じ て得た 額	Aに <u>0.024</u> を乗じ て得た 額
	その他のもの		(略)	Aに <u>0.017</u> を乗じ て得た 額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物			Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		(略)	Aに <u>0.017</u> を乗じ て得た 額	

場				場			
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額		政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	
備考（略）				備考（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。